

# 田辺市重層的支援体制 整備事業実施計画

令和8年4月 田辺市

# 田辺市重層的支援体制整備計画 目 次

第1章	田辺市重層的支援体制整備計画の策定にあたって	3
1.	計画策定の背景と趣旨	3
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画の期間	3
第2章	実施計画の方針及び体系	4
1.	基本方針	4
2.	体系	4
第3章	支援の内容と実施体制	5
1.	包括的相談支援事業	5
2.	地域づくり事業	6
3.	多機関協働事業（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を含む）	7
第4章	各種会議	9
第5章	田辺市重層的支援体制整備事業について	10
1.	重層的支援体制整備事業全体像	10
2.	田辺市福祉総合支援センターについて	12
第6章	計画の評価	13
1.	評価	13

## 第1章 田辺市重層的支援体制整備事業計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化や人口減少等社会構造の変化により、8050問題やダブルケア、世帯全体の孤立等、地域住民の生活課題が複雑化・複合化しており、狭間のニーズに対応できない部分があります。

そのような中、国では制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係に縛られず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制づくりに努めるよう平成29年に社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、この包括的な支援体制の整備を進めるための事業として令和2年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、市民の皆様と共に行政、関係機関が協働して地域福祉の増進を図るための指針となる「田辺市地域福祉計画」を平成19年3月に策定し、5年ごとに計画の見直しを行いながら、地域住民が互いに助け合えるようなコミュニティづくりを進める「たなべあんしんネットワーク」活動をはじめとする様々な保健福祉施策の推進に努めてまいりました。

さらに、介護・障害・こども・生活困窮といった既存の「相談支援事業」や「地域づくり事業」を一体的に実施することに加え、既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための「多機関協働事業」を実施することで、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を進めます。

### 2. 計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

### 3. 計画の期間

本実施計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの3年間とします。

また、社会情勢や制度改正など地域の状況が大きく変化した場合やその他見直しの必要が生じた場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

## 第2章 実施計画の方針及び体系

### 1. 基本方針

複雑化・複合化している地域住民の生活課題の解決や狭間のニーズに対応できるように、行政だけでなく、地域住民や地域のあらゆる主体が相互に連携することによる重層的な支援に取り組み、包括的な支援体制を整備することで、第4次田辺市地域福祉計画の基本理念である、「誰一人取り残されない『地域共生社会の実現』を目指して一自治と協働に基づく暮らしやすい地域づくり」の実現を目指します。

### 2. 体系

重層的支援体制整備事業の内容については、以下のとおりです。

「包括的相談支援」、「地域づくりに向けた支援」、「多機関協働（参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を含む）」の3つの柱を一体的に実施します。

社会福祉法		機能	分野	既存制度の対象事業名	
第106条の4第2項	第1号	イ	包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センターの運営
				障害	障害者相談支援事業
				こども	利用者支援事業
				困窮	自立相談支援事業
	第2号		多機関協働事業 (参加支援事業)		就労継続支援事業、 ひきこもり支援事業等
	第3号	イ	地域づくり事業	介護	一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
				介護	生活支援体制整備事業
				障害	地域活動支援センター事業
				こども	地域子育て支援拠点事業
				困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
	第4号		多機関協働（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）		※既存アウトリーチ事業と連携し実施
	第5号		多機関協働事業		福祉総合支援センターの設置等
	第6号		支援プランの作成		※多機関協働と一体的に実施

## 第3章 支援の内容と実施体制

### 1. 包括的相談支援事業

介護、障害、こども、生活困窮等の各分野の相談は既存の窓口にて相談対応を行い、相談支援機関間で連携を図る体制とします。

相談先がわからない場合や属性を問わない相談については、令和8年4月から市福祉課において新たに福祉総合支援センター係を設置しました。

#### ① 地域包括支援センターの運営

##### 事業内容

○高齢者の介護・福祉・医療・生活全般に関する相談窓口として運営されており、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが連携しながら総合的な支援体制を整えている。関係機関や地域と協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行います。

##### 対象者

○原則として65歳以上の高齢者とその家族

#### ② 障害者相談支援事業

##### 事業内容

○障害者、家族及び関係者からの福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の福祉の利用支援策等必要な支援を行います。

##### 対象者

○障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者

#### ③ 基幹相談支援センター（機能強化事業）

##### 事業内容

○専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応。地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等。地域の関係者の連携・強化及び人材の育成等を行います。

##### 対象者

○障害者、相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等

#### ④ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

##### 事業内容

○田辺市こども家庭センターでは、切れ目なく安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報やサービスを提供します。

##### 対象者

○妊娠期から18歳未満のすべての子育て世帯

## ⑤ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

### 事業内容

○面談等により、継続的な相談の実施や子育てに関する情報を提供し、出産・育児に必要な支援につなげる伴走型支援を行います。

### 対象者

○妊婦、妊婦の配偶者等

## ⑥ 田辺市生活相談センター

### 事業内容

○生活困窮者やその家族、その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行います。また、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施します。

### 対象者

○生活困窮者及びその家族

## 2. 地域づくり事業

住民同士がつながり、支え合える地域の仕組みを育てるための支援を行います。高齢・障害・子ども・生活困窮など各分野の既存の地域づくり事業を一体的に実施し、地域の課題の発生予防や社会参加の促進を進めます。

## ① 地域介護予防活動支援事業

### 事業内容

○身近な地域で、自主的に介護予防活動に取り組む高齢者の団体に対し、運動器具などの必要な備品の購入や運営の一部経費を補助するなど、継続して活動するための支援を行います。

### 対象者

○地域住民

## ② 生活支援体制整備事業

### 事業内容

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、支え合いのまちづくりを推進するため、地域における介護サービス・生活支援サービスの担い手の育成、サービス提供者等の連携を担います。

### 対象者

○地域住民

### ③ 地域活動支援センター事業

#### 事業内容

- 利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた事業を実施し、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型のいずれかの事業を行います。Ⅰ型は専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、啓発等の事業を実施。Ⅱ型は地域において雇用・就労の困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施。Ⅲ型は現在の小規模作業所の事業を実施します。

#### 対象者

- 障害者等

### ④ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター「愛・あい」)

#### 事業内容

- こどもが健やかに生まれ、育つ環境づくりの推進のため、子育て家庭等に対する育児相談、及び子育てサークルの支援とともに各保育所の連携により、保育所の専門知識・技術を活かしながら、育児支援を図ります。

#### 対象者

- 子育て家庭の保護者とその子ども

### ⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(新規分)

#### 事業内容

- 市民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことで、地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

#### 対象者

- 地域住民

3. 多機関協働事業(参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を含む)  
地域における社会資源等を活用し、社会とのつながりを回復させ、支援が届いていない方に支援を届けます。

複雑化・複合化している生活課題を抱えるケースにおいては、福祉総合支援センターが中心となり、必要に応じて「重層的支援会議」等を開催し、情報整理、支援プランの作成・評価を行い、関係機関が連携し、役割分担や支援の方向性を協議しながら包括的かつ継続的な支援を行います。

## ①ひきこもり支援事業

### 事業内容

- ひきこもり相談窓口を設置し、相談内容に応じて適切な関係機関への紹介や継続支援を行っていきます。さらに、ひきこもりの問題について、関係機関が相互に連携して取り組むことを目的として、庁内外の委員で構成する「ひきこもり検討委員会」を設置しています。

### 対象者

- ひきこもりの状態にある本人や家族、関係者等

## ②福祉総合支援センター（新規）

### 事業内容

- 複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯のコーディネートを行うため、人員を配置します。必要に応じて、センターの職員を中心とした伴走チームを作り、既存の相談体制を活用しつつ、包括的な相談支援を行います。

### 対象者

- 複雑化・複合化した生活課題を抱える人や世帯等

## 第4章 各種会議

重層的支援体制整備事業を効果的かつ円滑に実施するために以下の会議を開催します。

### ① 重層的支援会議

#### 目的

- 支援対象者から関係機関との情報共有に係る同意を得られたケースに関して、当該ケースの支援プランを確認・共有し、支援プランの適切性を協議します。

#### 構成員

- 庁内関係各課室、関係事業者、地域住民等からケースにより選定。会長を福祉課長とします。

#### 開催方法

- 会長が、ケースの状況等に応じた構成員を選定し、参加を依頼して開催します。

#### 開催時期

- 必要に応じて随時開催します。

### ② 支援会議

#### 目的

- 支援対象者から関係機関との情報共有に係る同意を得られないケースに関して、構成員に守秘義務を課した上で、構成員が把握している、支援が届いていない事案の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑に行うために開催します。

#### 構成員

- 庁内関係各課室、関係事業者、地域住民等からケースにより選定。会長を福祉課長とします。

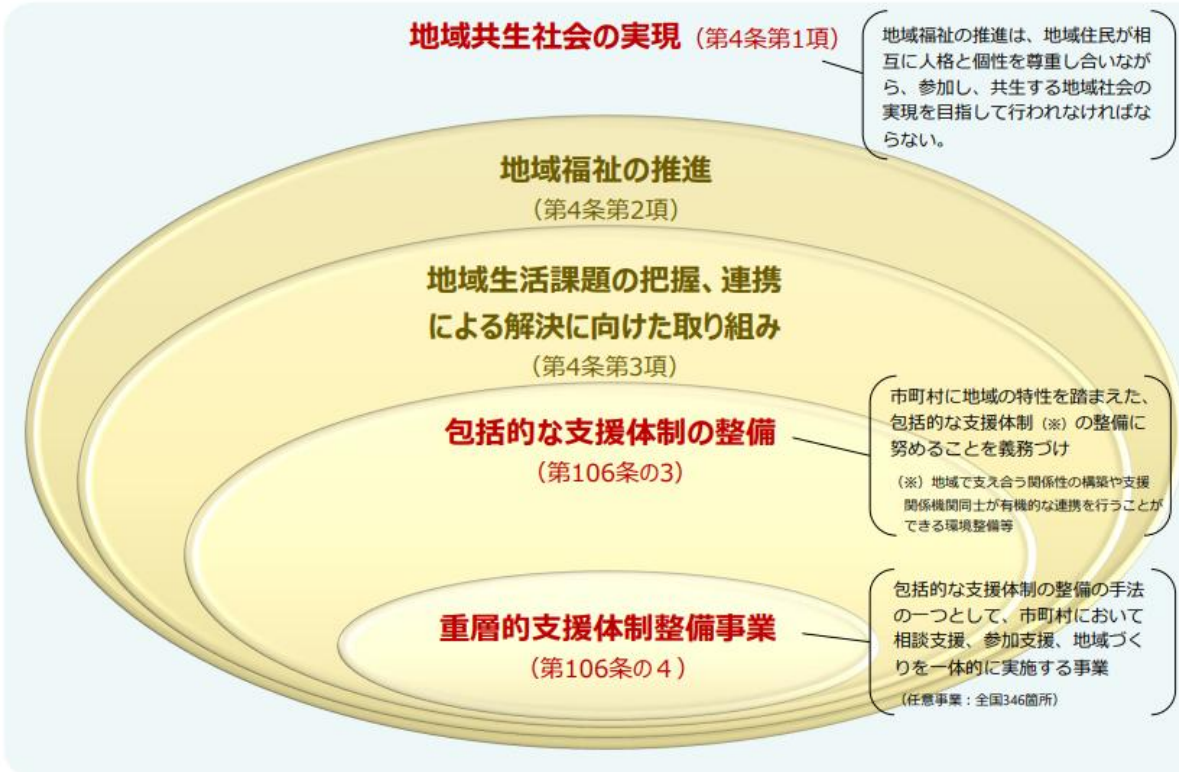
#### 開催方法

- 会長が、ケースの状況等に応じた構成員を選定し、参加を依頼して開催します。

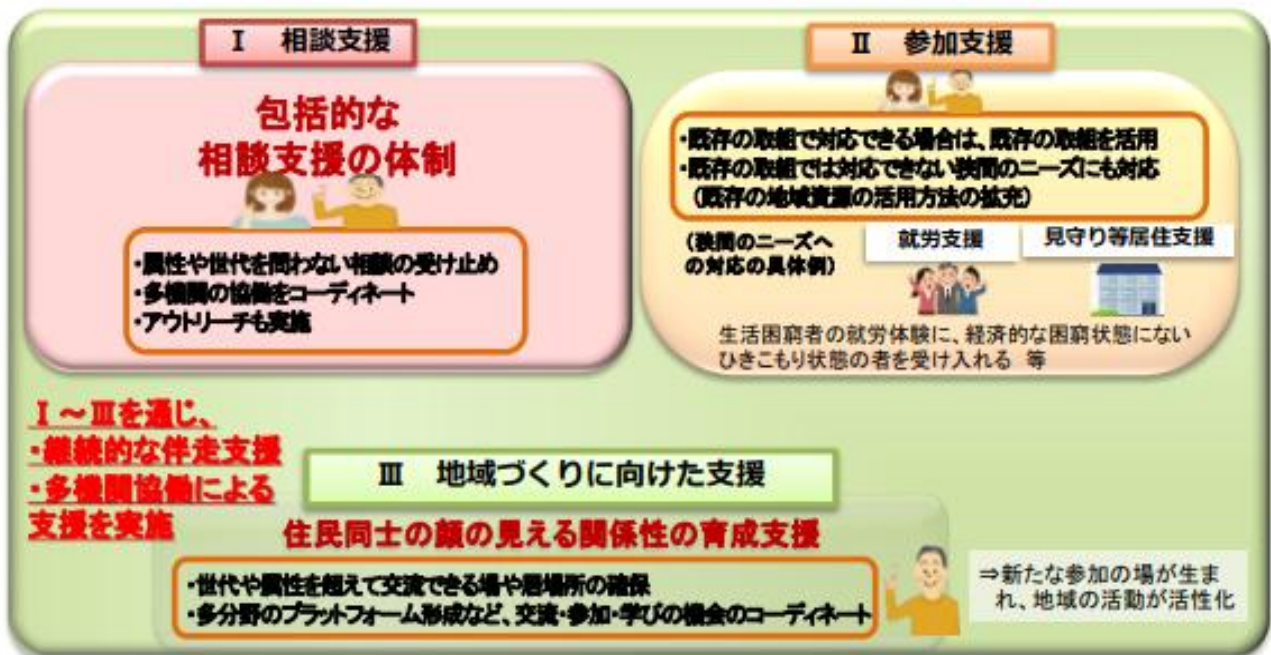
#### 開催時期

- 必要に応じて随時開催します。

**地域共生社会の実現に向けた取組  
(包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)**



**重層的支援体制整備事業の全体像**



# 田辺市における包括支援体制図

行政

地域

## 包括的相談支援事業

介 護 | 田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会  
 障 害 | 障害者相談支援事業（にじのわ）  
 こども | 利用者支援事業（こども家庭センター型）  
 困 窮 | 田辺市生活相談センター

学校

## 地域づくり事業

介 護 | 地域介護予防活動支援事業  
 介 護 | 生活支援体制整備事業  
 障 害 | 地域活動支援センター機能強化事業（にしむろ）  
 こども | 地域子育て支援拠点事業  
 （地域子育て支援センター「愛・あい」）

## 多機関協働事業

### 多機関協働事業

・福祉総合支援センター

### 参加支援事業

・就労継続支援事業  
 ・ひきこもり支援事業

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

・既存アウトリーチ事業と連携し実施

社協

市民活動  
センター

福祉委員



民生委員  
児童委員

学者融合

生活支援員

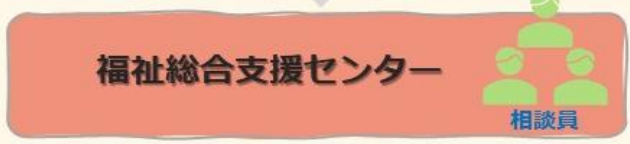
# 福祉総合支援センターについて

自分は障害をもっているが、80代の母親は介護が必要な状態である。働くこともできず、生活は困窮している。  
福祉総合支援センターへ相談しよう。



相談窓口

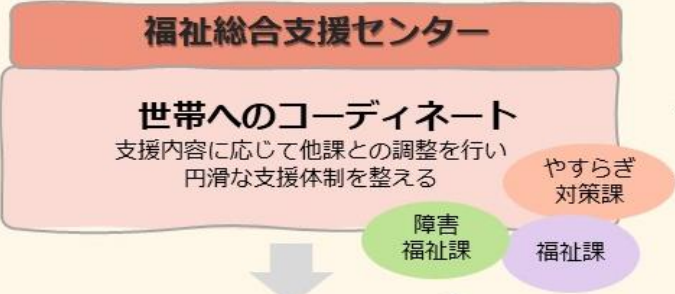
2



- ・相談受付
- ・内容を整理して各担当に情報伝達

## 相談を受け付けたあとの支援について

3

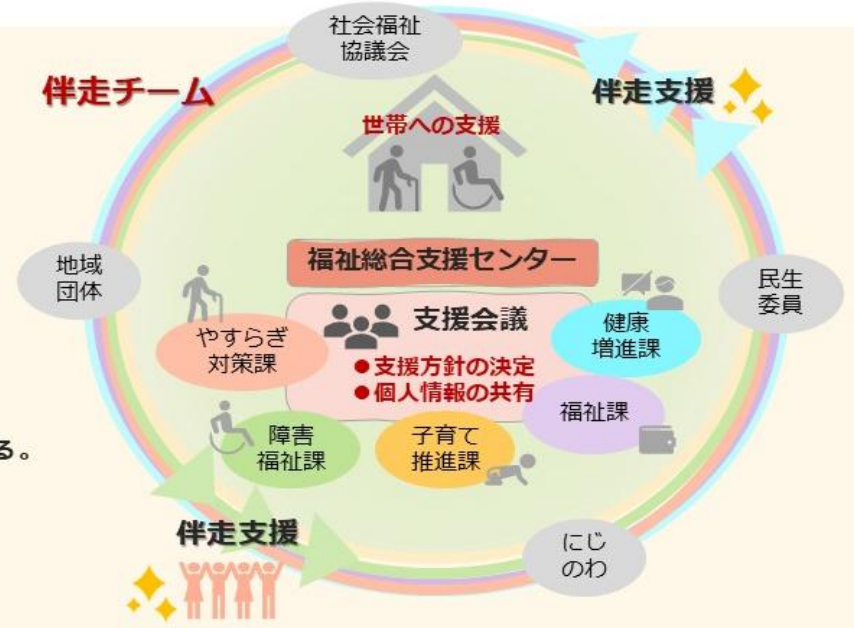


- ・各担当者と一緒に訪問、面接調査
- ・各個別支援策の調整

4



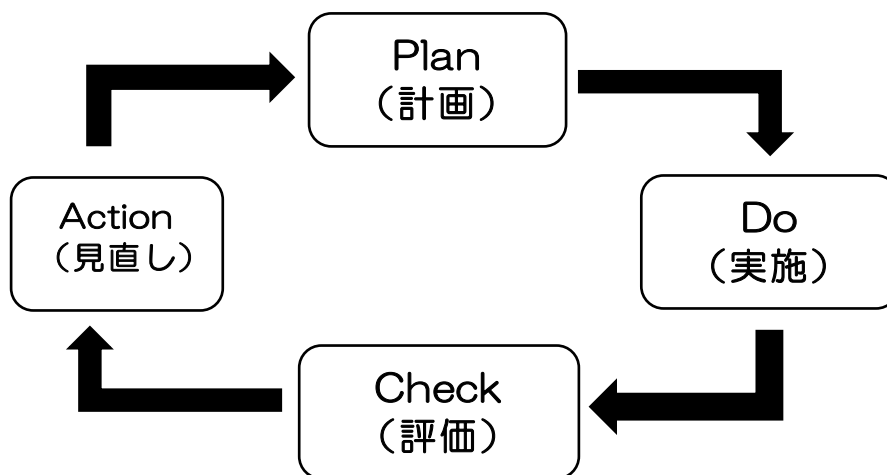
世帯への支援が終わるまで、継続して各課が情報共有ができる。  
● 予防的支援がしやすくなる。



## 第6章 計画の評価

### 1. 評価

本計画に基づく事業実施について、PDCA(Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(見直し))サイクルにより定期的に事業の評価を行います。



### 田辺市重層的支援体制整備事業実施計画

発行：田辺市  
編集：田辺市保健福祉部福祉課  
福祉総合支援センター係  
住所：〒646-8545  
和歌山県田辺市東山一丁目5番1号  
電話：0739-33-7641  
F A X：0739-25-3994  
発行年月：令和8年4月